

通所介護重要事項説明書

社会福祉法人 竹柿会
デイサービスセンター向山

通所介護重要事項説明書

<2024年 6月 1日 現在 >

1 当センターが提供するサービスについての苦情等相談窓口

- 電話 048-782-0575 デイサービスセンター向山
(9時～17時) 担当 生活相談員 昇 美香 杉田 実和子
- 電話 048-781-0479 第三者委員 松本 光
- 電話 048-827-5168 第三者委員 柳澤有里
(けやき野法律事務)
- 電話 048-775-5111 上尾市高齢介護課
(土・日・祝祭日を除く9時～17時)
- 電話 048-824-2537 埼玉県国民健康保険団体連合会
苦情相談窓口専用
(土・日・祝祭日を除く9時～17時)
- 電話 048-822-1243 埼玉県運営適正化委員会
- * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 デイサービスセンターの概要

- (1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス
第1号通所事業サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	デイサービスセンター向山
所在地	〒362-0045 埼玉県上尾市向山一丁目14番地7
介護保険指定番号	通所介護 1171600941
サービスを提供する地域	上尾市、さいたま市、桶川市

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同センターの職員体制

	人数	業務内容
管理者	1名	サービス管理全般
生活相談員	1名	生活上の相談等
機能訓練指導員	1名 (看護職員兼任)	機能維持訓練等
看護職員	1名以上 (機能訓練指導員兼任)	医療、健康管理業務等
介護職員	3名以上	日常介護業務等

※介護保険法の規程を遵守しています。

(4) 同センターの設備の概要

定員	20名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	各1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	4台

(5) サービス提供時間

月～土	午前 9 時～午後 4 時 30 分
日曜、年末・年始	定休日

緊急連絡先 048-782-0575

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、個別機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容はパンフレットをご覧ください。

4 料金

○ 料金（自己負担割合はお手元の介護負担割合証をご参照下さい。）

① 基本料金（1日あたり）

サービス提供時間	負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	1 割	585 円	691 円	798 円	904 円	1,011 円
	2 割	1,170 円	1,382 円	1,596 円	1,808 円	2,022 円
	3 割	1,755 円	2,073 円	2,394 円	2,712 円	2,952 円
6 時間以上 7 時間未満	1 割	600 円	709 円	817 円	925 円	1,035 円
	2 割	1,200 円	1,418 円	1,634 円	1,850 円	2,070 円
	3 割	1,800 円	2,127 円	2,451 円	2,775 円	3,105 円
7 時間以上 8 時間未満	1 割	676 円	798 円	924 円	1,051 円	1,179 円
	2 割	1,352 円	1,596 円	1,848 円	2,102 円	2,358 円
	3 割	2,028 円	2,394 円	2,772 円	3,153 円	3,537 円

② 加算・減算

入浴費

介助浴 1 回あたり 411 円。ただし、自己負担額は 41 円（2 割の方は 82 円、3 割の方は 123 円）です。

・ 送迎減算

片道 - 482 円。ただし、自己負担額は - 48 円（2 割の方は -

96円、3割の方は-144円)です。

・ サービス提供体制強化加算Ⅱ

1日につき185円。ただし、自己負担額は19円

(2割の方は38円、3割の方は57円)です。

・ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に

9.0%加算します。

・ 昼食費 1食あたり777円。(全額自己負担)

・ その他 おむつ代、行事に係る費用等は自己負担となります。

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日区市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

利用日の前日17時30分までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日にご連絡いただいた場合	食費相当分 777円

(3) 支払方法

毎月、25日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書等で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
……………非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合………死亡日の翌日

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・保証人などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や保証人などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することによ

り、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

7 サービス利用にあたっての留意事項

利用者は次に掲げる事項を厳守してください。

- ① 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。
- ② 火気の取り扱いに注意してください。
- ③ けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となる行為は行わないでください。
- ④ 貴重品及び現金は持参されないようお願いします。万が一紛失されましても責任は負いかねます。
- ④ その他管理上必要な指示に従ってください。

8 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに保証人に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。

発生した事故は、内容によって基準に基づき、保険者、居宅介護支援事業所への報告を行います。

利用者に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、施設に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、保証人、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

10 第三者評価の実施状況（有・無）

（実施年月日）

（評価機関）

（評価結果）

*当法人の事業計画・財務状況等は、常時公開しています。お知りになりたい方は、お申し出ください。

20 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者（指定番号） 1 1 7 1 6 0 0 9 4 1 号

<所在地> 〒362 - 0045 上尾市向山一丁目 14 番地 7

<施設名> デイサービスセンター向山

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

（保証人）住所 _____

氏名 _____ 印

